

雫石町教育大綱について

1 大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）は、次の計画等をもって位置付けるものとする。

(1) 第二次雫石町総合計画前期基本計画

施策大綱 2

心豊かに暮らせるまち

基本施策 1・・・未来を担う子どもたちの生きる力を育むまちづくりをします

施策 1・・・確かな学力と豊かな心を持ち強くたくましく生きる力を育みます

施策 2・・・健やかな心身を育み教育環境を整備します

基本施策 2・・・いきいきと輝く生涯学習のまちづくりをします

施策 1・・・活力のある地域社会をつくる生涯学習の環境整備と活動の支援をします

施策 2・・・誰もが生涯を通してスポーツに親しめる環境づくりをします

基本施策 3・・・歴史文化を継承し多様な文化芸術とふれあうまちづくりをします

施策 1・・・文化芸術活動を通じて生きる喜びと創造性や感性を育みます

施策 2・・・町に伝わる貴重な文化財の保存継承に努めます

注) 第二次雫石町総合基本計画後期基本計画（平成 28 年度～平成 31 年度）が策定された場合については、会議を開催し大綱の内容変更を行う。

(2) 今後、総合教育会議において、町長と教育委員会が大綱に位置付けるものとして合意した計画